

【補足説明資料】 現在の「広場・遊歩道の活用（水辺活用推進事業）」の運用について

実施要領 p.4 の事業スキームにおいて、国の「準則」に対して、名古屋市の運用が限定的になっている項目等については以下のとおりです。

河川敷地占用許可準則	名古屋市の運用
◆ 占用の許可を受けることができる施設	
第二十二 第3項（一部抜粋） 一 広場 二 イベント施設 三 遊歩道 四 船着場 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。） 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、 広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、 切符売場、案内所、船舶修理場等 七 日よけ 八 船上食事施設 九 突出看板 十 川床 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準則第二十二第3項第六号に掲げるオープンカフェ等 ・ 都市・地域再生等に関連するイベント等の実施に必要な施設 (要綱 第13条)
◆ 占用の許可を受けることができる占用主体	
第二十二 第4項（一部抜粋） 一 第六に掲げる占用主体 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの 三 営業活動を行う事業者等 第六（一部抜粋） 一 国又は地方公共団体 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者 五 市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設の整備を行う者 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納屋橋地区の占用主体は、準則第二十二第4項第一号（準則第六）に該当する者で、納屋橋地区部会の承認を得た占用主体とする。 (手続き・基準 第3条) ・ 上記で規定する占用主体を代表者とする複数の法人等で構成するグループ（構成員に民間事業者を含むことも可） (公募型プロポーザルにて条件設定) <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「占用主体が準則第二十二第4項第一号に該当する者（公的占用主体）である場合、営業活動を行う事業者等に占用施設（広場等）を使用させることができる」という、準則第二十五の規定を適用して沿川店舗のオープンカフェや多様なイベントを実施するため、限定している。</p> </div>
◆ 占用の許可の期間	
第二十四（一部抜粋） 十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年 (公募型プロポーザルにて条件設定)
◆ 施設使用料の用途	
第二十五 第2項（一部抜粋） 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽の入替、イルミネーションの実施 (公募型プロポーザルによる提案)